

問 1

会社員の家計に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<配偶者控除額(所得税)の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円	

＜住民税の速算表＞

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

＜配偶者控除額（住民税）の早見表＞

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

<配偶者特別控除額（住民税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超	90万円以下			
90万円超	95万円以下	33万円	22万円	11万円	
95万円超	100万円以下	31万円	21万円	11万円	
100万円超	105万円以下	26万円	18万円	9万円	
105万円超	110万円以下	21万円	14万円	7万円	
110万円超	115万円以下	16万円	11万円	6万円	
115万円超	120万円以下	11万円	8万円	4万円	
120万円超	123万円以下	6万円	4万円	2万円	
		3万円	2万円	1万円	

(問題1)

(設問A) 川野さん(47歳)は、妻、長女および二女と同居しており、生計を一にしている。川野さんの2019年分の給与収入等が以下のとおりである場合、川野さんの所得税および住民税の合計金額として、正しいものはどれか。

<川野さんの2019年分の給与収入等の状況>

(1) 給与収入	8,400,000円
(2) 所得控除に関する資料	
○社会保険料	1,080,000円
○扶養控除等の状況	
・ 妻(45歳 合計所得金額0円)	
・ 長女(18歳 合計所得金額0円)	
・ 二女(16歳 合計所得金額0円)	

・ 2019年12月末時点の現況とする。

1. 704,500円
2. 724,500円
3. 833,500円
4. 1,336,500円

(問題2)

(設問B) 仮に、2019年中に川野さんの妻に以下の給与収入があった場合、川野さんの妻の給与収入の手取額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

<川野さんの妻の2019年分の給与収入等の状況>

○給与収入	1,700,000円
○社会保険料	280,000円
○所得控除(上記の社会保険料控除280,000円を含む)	
・ 所得税の所得控除額	660,000円
・ 住民税の所得控除額	610,000円

※川野さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

1. 1,255,000円
2. 1,357,000円
3. 1,361,000円
4. 1,637,000円

(問題3)

(設問C) 会社員の秋吉さん(43歳)と秋吉さんの妻の2019年分の給与収入等は以下のとおりと予想される。仮に、2019年に秋吉さんの妻が働いていなかった場合に比べて、秋吉さん夫妻の増加する手取額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、秋吉さんと秋吉さんの妻は同居しており、生計を一にしている。

○秋吉さんの2019年分の給与収入等(妻が働いていないと仮定した場合)

項目	金額	備考
① 給与収入	8,600,000円	給与所得は6,540,000円である。
② 社会保険料	1,300,000円	所得税の所得控除額は2,820,000円である。 住民税の所得控除額は2,620,000円である。
③ 所得税	316,500円	
④ 住民税	396,000円	
⑤ 手取額	6,587,500円	⑤=①-②-③-④ 手取額は、給与収入より社会保険料、所得税および住民税を控除した金額である。

(注) 上記の所得控除額は、妻の合計所得金額が0円の場合とする。

○秋吉さんの妻の2019年分の給与収入等

項目	金額	備考
① 給与収入	1,900,000円	給与所得は1,150,000円である。
② 社会保険料	300,000円	所得税の所得控除額は680,000円である。 住民税の所得控除額は630,000円である。
③ 所得税	23,500円	
④ 住民税	56,000円	
⑤ 手取額	1,520,500円	⑤=①-②-③-④ 手取額は、給与収入より社会保険料、所得税および住民税を控除した金額である。

(注) 秋吉さんおよび秋吉さんの妻には、給与収入以外の収入はないものとする。

1. 1,411,500円
2. 1,444,500円
3. 1,520,500円
4. 1,553,500円

問2

給与所得者である米田さんは、資産運用の一環として、投資用の中古アパートの取得を検討しています。取得する不動産に関する条件等が資料のとおりである場合、この不動産の運用等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、米田さんは今回初めて投資用不動産を取得し、直ちに事業の用に供するものとします。

<取得する不動産に関する資料>

- 構造等：軽量鉄骨造2階建
- 部屋数：1DK6室、2DK2室の8室
- 取得価額：建物 2,800万円
建物附属設備 200万円
土地 3,000万円
- その他：この不動産の取得に際しては、取得資金の3分の1を自己の貯蓄から支出し、残額については銀行ローンを組む予定である。

(問題4)

(設問A) この不動産の取得による米田さんの所得税における不動産所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、米田さんには給与所得および不動産所得以外の所得はないものとする。

1. この不動産の賃貸業務を開始した時期にかかわらず、その年の年末までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出すれば、取得した年から青色申告により確定申告を行うことができる。
2. 賃貸用不動産の取得に要した借入金の利子のうち、土地の取得に係る部分の金額についてはすべて必要経費に算入することができない。
3. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の適用対象となるため、必要経費に算入することができない。
4. 取得した不動産に空室があるときは、いつでも入居できるように維持管理がなされ、かつ、継続的に入居募集を行っている場合、その空室に対応する減価償却費を必要経費に算入することができる。

(問題5)

(設問B) 2019年7月5日に米田さんがこの不動産を取得し、直ちに事業の用に供した場合、その年中の不動産賃貸業の収支等が以下のとおりであったとき、米田さんの2019年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除として10万円の控除を受けるものとし、減価償却費の計算方法については定率法を適用できる場合は定率法によるものとする。

<不動産賃貸の収支に関する資料>

○収入

家賃収入 350万円

○現預金による支出

ローン元金返済 180万円

ローン利息 60万円

その他必要経費 90万円

<減価償却に関する資料>

○耐用年数：建物12年、建物附属設備7年

※耐用年数は合理的に見積もった使用可能年数である。

○償却率

耐用年数	定額法	定率法
7年	0.143	0.286
12年	0.084	0.167

1. 438,000円
2. 581,000円
3. 681,000円
4. 881,000円

(問題6)

(設問C) 米田さんの2020年における不動産貸付の状況等が以下のとおりであった場合、2020年の不動産貸付に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除は10万円を適用し、不動産の取得に要した支出、事業税およびその他の収入については考慮しないものとする。また、税金の計算に当たっては、所得控除を0円とし、所得税および住民税を合算した税率を20%として計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

項目	金額	備考
家賃収入	600万円	すべて不動産所得の収入金額に該当する。
必要経費	210万円	減価償却費以外の現金支出額である。
減価償却費	300万円	
ローン返済額	330万円	元金の返済額であり、利息の支払額は必要経費に含まれている。

・ 実際に納税する時期は考慮しないものとする。

1. 34万円
2. 42万円
3. 44万円
4. 64万円

(問題7)

(設問D) 米田さんの取得した賃貸用不動産のうち、202号室の2020年における入金状況が以下のとおりであった場合、202号室に係る米田さんの2020年の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、家賃等の収入の時期については、所得税法の原則的な方法により計上するものとする。

受取月	入金額	備考
1～3月	0円	空室のため入金がなかった。
4月	家賃16万円 礼金7万円 敷金14万円	家賃は2020年4月分と5月分の2ヵ月分とする。 礼金は全額返金しない。 敷金は退去時に全額返還する。
5～12月	家賃64万円	家賃は2020年6月～2021年1月までの8ヵ月分とする。

・ 家賃は契約により、前月末までに翌月分を支払うことになっている。

1. 72万円
2. 79万円
3. 87万円
4. 101万円

(問題8)

(設問E) 不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれも不動産所得以外の所得はないものとする。

1. 不動産の貸付けが事業的規模でなければ、青色事業専従者給与の額を必要経費とすることはできない。
2. 不動産の貸付けが事業的規模でなければ、減価償却資産の償却方法について、法定償却方法以外の償却方法を選定することはできない。
3. 不動産の貸付けが事業的規模でなければ、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算することはできない。
4. 不動産の貸付けが事業的規模でなければ、建物の取壊しによる資産損失の金額を必要経費に算入することは一切できない。

問3

木内さんは、退職金を元手に個人で家具のリサイクルショップを開業しました。木内さんは新卒で就職した会社に退職するまで勤めており、個人事業を営んだことはありません。木内さんの事業所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題9)

(設問A) 木内さんの2019年分の所得等の状況が以下のとおりであった場合、木内さんの2019年分の所得税の金額として、正しいものはどれか。なお、所得控除の金額は100万円とする。

収入の種類	金額	備考
給与収入	170万円	
退職金(収入金額)	500万円	勤続年数は15年である。
生命保険の解約返戻金	160万円	保険料の総額は170万円である。 保険契約の開始から10年経過後に解約した。
事業の総収入金額	750万円	必要経費は580万円である。 青色申告特別控除額65万円の適用を受ける要件を満たしている。

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 木内さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 53,500円
2. 86,000円
3. 87,500円
4. 109,500円

(問題10)

(設問B) 木内さんの2020年分の事業所得の状況等は以下のとおりと予想される。木内さんの所得が事業所得のみであった場合、2020年分の税引後(所得税および住民税を控除した後)のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、2020年に支払う所得税および住民税の合計金額は22万円とする。

項目	金額	備考
収入金額	600万円	すべて現金収入である。
必要経費	373万円	減価償却費以外はすべて現金による支出である。
投資額	150万円	店舗内部改装のための現金支出額である。 減価償却費は30万円であり、上記の必要経費に含まれている。
借入額	100万円	店舗改装用に当年に金融機関から借り入れた金額で、2020年12月末日までに元金20万円を返済し、借入利息3万円(上記の必要経費に含まれている)を支払っている。

1. 185万円
2. 165万円
3. 135万円
4. 65万円

問4

馬場さんは、これまで勤務していた株式会社QAを早期退職して、2019年8月1日から個人で洋菓子店を開業しました。馬場さんの2019年分の事業所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2019年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題11)

(設問A) 馬場さんの開業に伴う税務上の届出等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 馬場さんが、開業当初から支給する青色事業専従者給与を必要経費に算入するためには、「所得税の青色事業専従者給与に関する届出書」を開業した年の年末までに提出しなければならない。
2. 馬場さんが、菓子製造機械の減価償却方法について、2019年から定率法を選択しようとする場合は、2019年の年末までに「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。
3. 馬場さんが、給与の支給人員を常時10人未満しか雇用しない場合において、2019年9月支給分の給与から源泉所得税の納期の特例の適用を受けようとするときは、2019年9月末までに「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
4. 馬場さんが、開業した2019年分から消費税の課税事業者を選択しようとする場合は、原則として2019年の年末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない。

(問題12)

(設問B) 馬場さんは、洋菓子店の開業後まもなく2人の従業員を採用した。馬場さんが従業員の給与に対して行う所得税の源泉徴収に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 給与支払者である馬場さんに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しない従業員については、源泉徴収税額の計算において、扶養親族等の数を考慮することができない。
2. 所得税が非課税となる通勤手当等の交通費についても、従業員に金銭で支給する場合は、源泉徴収の対象としなければならない。
3. 源泉徴収した所得税は、原則として、徴収した月の翌月末までに納付しなければならない。
4. 住居や食事の無償提供のように金銭以外のもので支給する給与については、経済的利益として確定申告の対象となる場合でも源泉徴収の対象とならない。

(問題 13)

(設問C) 馬場さんは、妻、妻の母（義母）および姪に対して、洋菓子店の経営に関連する支払いを行っており、その内容は以下のとおりである。この支払いのうち、馬場さんの2019年の所得税における事業所得の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

支払先	生計	支払内容	金額
妻	馬場さんと生計を一にしている	借入金の利子	100,000円
		アルバイト料	80,000円
妻の母	馬場さんと生計は別である	借入金の元金返済	200,000円
		借入金の利子	50,000円
姪	馬場さんと生計は別である	アルバイト料	20,000円

- ・ 妻に借入金の元金返済は行っていない。
- ・ 「青色事業専従者給与に関する届出書」は提出していない。
- ・ 上記の金額はすべて2019年の事業期間に対応するもので年間の合計額である。

1. 70,000円
2. 150,000円
3. 170,000円
4. 270,000円

(問題 1 4)

(設問D) 馬場さんは、業務用の中古自動車の購入を検討しており、購入予定の中古自動車に関する内容は以下のとおりである。仮に、2020年1月中にこの中古自動車を購入して直ちに事業の用に供した場合、2020年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、この中古自動車の使用可能年数の見積もりは困難であるため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法により耐用年数を計算する。また、馬場さんは車両運搬具(自動車)の減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

<購入予定の中古自動車に関する資料>

- ・ 購入価格 800,000円
- ・ 経過年数 3年
- ・ 法定耐用年数 6年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500
6年	0.167	0.333

1. 200,000円
2. 266,400円
3. 267,200円
4. 400,000円

問5

一時所得等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) 牧村さんは、2019年中に保険金等を以下のとおり一時金で受け取っている。この場合において、牧村さんの2019年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

項目	QN生命保険	QM生命保険	QL生命保険
契約年月	1985年3月	1990年10月	2016年4月
保険金等の内容	死亡保険金	解約返戻金	入院給付金 手術給付金
保険金等の収入金額	500万円	240万円	40万円
支払保険料の総額	220万円	110万円	10万円
保険契約者	牧村さんの父	牧村さん	牧村さん
被保険者	牧村さんの父	牧村さん	牧村さん
保険料払込方法	月払い	一時払い	月払い

- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。
- ・ 保険料は保険契約者が全額負担している。
- ・ 入院給付金と手術給付金は、2019年6月に牧村さんが遭遇した自動車事故に関して受け取ったものである。

1. 40万円
2. 55万円
3. 180万円
4. 195万円

(問題 16)

(設問B) 個人事業で靴販売店を営んでいる吉田さんは、店舗として賃借しているビルが建て替えられることになり、2019年7月に立退きを余儀なくされた。この立退きに伴い吉田さんが受け取った立退き料の金額等が以下のとおりである場合、2019年分の所得税に関する以下の文章の空欄(ア)、(イ)に入る語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<受け取った立退き料等に関する資料>

- ・ 立退き料：600万円（借家権の対価には該当しない）
- ・ 休業補償金：100万円（移転休業中の収入および固定費を補填するための補償金）
- ・ 保証金：200万円（賃貸借契約の終了により家主から返還された保証金）
- ・ 損害賠償金：30万円（引越業者の過失による店舗移転作業中の商品破損に対する賠償金）

<2019年分の所得税に関する文章>

- ・ 総所得金額に算入すべき一時所得の金額は（ア）である。
- ・ 事業所得の総収入金額に算入すべき金額は（イ）である。

1. (ア) 275万円 (イ) 100万円
2. (ア) 275万円 (イ) 130万円
3. (ア) 375万円 (イ) 100万円
4. (ア) 375万円 (イ) 130万円

問6

譲渡所得（総合課税）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 17)

(設問A) 会社員の細川さんは、2019年に所有している金地金を売却した。細川さんの所得等の状況が以下のとおりである場合、金地金の売却により増加する2019年分の手取り金額（所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、金地金を売却しても所得控除の金額は変わらないものとする。

○給与に係る資料

- ・ 給与所得 8,300,000円

○金地金に係る資料

取得年月	取得費	譲渡年月	譲渡金額	譲渡費用
2001年2月	150万円	2019年4月	461万円	1万円

上記の売買は、営利を目的とした継続的な取引には該当しない。

○所得控除額

- ・ 所得税の所得控除額 2,100,000円
- ・ 住民税の所得控除額 1,900,000円

※細川さんの2019年中の所得は、給与所得と金地金の譲渡所得のみである。

※金地金の売却をしても所得税および住民税の所得控除の金額は変わらないものとする。

1. 3,764,500円
2. 4,111,000円
3. 4,193,500円
4. 4,203,500円

(問題18)

(設問B) 宇野さんは、以下の資産を2019年中に譲渡した。宇野さんの2019年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産	譲渡価額	譲渡費用	取得費	取得年月
美術工芸品	197万円	2万円	100万円	2003年11月
ゴルフ会員権	352万円	6万円	370万円	2007年11月
絵画	150万円	10万円	90万円	2015年 2月
貴金属	80万円	1万円	97万円	2016年 6月
自家用車	210万円	1万円	235万円	2018年 1月

- ・ 宇野さんは、上記のいずれの資産についても営利を目的とした継続的な取引は行っていない。
- ・ 美術工芸品、絵画、貴金属は「生活に通常必要でない資産」に該当する。
- ・ 保有していたゴルフ会員権に係るゴルフ場の経営は健全に行われていたものとする。
- ・ 自家用車は「生活用動産」に該当する。

1. 135,000円
2. 265,000円
3. 355,000円
4. 385,000円

問7

譲渡所得（土地と建物）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題19）

（設問A）千田さんは、2019年10月に、それまで居住していたマンションを売却し、両親が所有する家屋に同居することになった。2019年分の所得税の申告で「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」（以下「本特例」という）の適用を受けた場合、千田さんが2020年に繰り越すことができる譲渡損失の金額として、正しいものはどれか。

<千田さんの所得税の申告に係る資料>

○マンションの売却に係る内容

・ 譲渡価額	2,000万円
・ 取得費	3,800万円
・ 譲渡費用	108万円
・ マンションの売却契約の前日における借入金残高	3,010万円

○千田さんの所得等

・ 合計所得金額（本特例適用前）	560万円
・ 所得税の所得控除額	212万円

※上記のほかに所得はなく、本特例の要件をすべて満たしているものとする。

1. 450万円
2. 662万円
3. 1,010万円
4. 1,348万円

(問題20)

(設問B) 塩谷さんは、自己の居住用不動産（以下「マイホーム」という）を2019年4月に売却した。マイホーム（土地および建物）の売却に係る塩谷さんの手取額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除」および「長期（10年超）所有の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。

＜マイホームの売却に係る資料＞

項目	年月	金額	備考
取得	1980年1月	購入価額 28,500,000円	購入価額の内訳は以下のとおりである。 土地：10,500,000円 建物：18,000,000円
譲渡	2019年4月	譲渡価額 48,000,000円	譲渡価額は土地と建物の合計金額で、建物の減価の額は、16,500,000円である。
		譲渡費用 1,600,000円	

1. 44,988,600円
2. 45,520,000円
3. 45,784,000円
4. 46,400,000円

問 8

所得税に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 2 1)

(設問A) 藤原さん(65歳)は、2019年9月に勤務先を定年退職し、翌月に以下のとおり退職一時金を受け取った。この場合において、これらの退職一時金に係る所得税の金額として、正しいものはどれか。なお、所得控除については考慮しないものとする。

支払者	金額	勤続年数等
勤務先	1,750万円	勤続年数 28年1ヵ月
厚生年金基金	600万円	加入期間 10年3ヵ月

- ・ 厚生年金基金は、上記の勤務先の勤続期間中に加入したものである。
- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 藤原さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 55,000円
2. 120,000円
3. 492,500円
4. 562,500円

(問題 2 2)

(設問B) 湯本さん(66歳)が2019年中に受け取る年金等が以下のとおりであった場合、湯本さんの2019年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

- 公的年金(老齢基礎年金および老齢厚生年金)の収入金額 2,300,000円
- 生命保険会社からの受取額(契約者および保険料負担者は湯本さんである)
- ・ QV生命保険の終身保険(35歳のときに保険料を一時払いして加入した)
 解約返戻金の受取額: 4,300,000円
 解約返戻金を得るために支出した金額: 1,800,000円
 - ・ QW生命保険の個人年金保険
 個人年金の受取額: 720,000円(左記の受取額に対する必要経費: 500,000円)

※湯本さんには、上記以外の所得はないものとする。

1. 2,320,000円
2. 2,570,000円
3. 2,820,000円
4. 3,320,000円

(問題 2 3)

(設問C) 三上さん(68歳)は、自宅のリフォーム資金として1980年に購入した古美術品の譲渡を行った。2019年中の三上さんの収入等が以下のとおりであった場合、三上さんの2019年分の所得税の金額として、正しいものはどれか。

- 収入等
- ・ 個人年金保険の受取年金(年額) 480,000円
 (上記の受取額に対する必要経費: 300,000円)
 - ・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金の額 1,800,000円
 - ・ 古美術品の譲渡価額 7,000,000円
 (古美術品の取得費: 900,000円、譲渡費用: 200,000円)
- 所得控除額 880,000円

1. 162,500円
2. 187,500円
3. 192,500円
4. 268,500円

問9

個人の株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 布施さんの2019年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、布施さんの2019年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、所得税の確定申告不要を選択できるものについては、すべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社YA	250,000円	12ヵ月	・ 非上場株式 ・ 布施さんが役員である会社の株式である。
株式会社YB	48,000円	6ヵ月	・ 非上場株式 ・ 年2回、2019年2月と2019年8月に支払いを受けた。
	70,000円	6ヵ月	
株式会社YC	60,000円	6ヵ月	・ 上場株式 ・ 年2回、2019年3月と2019年9月に支払いを受けた。
	45,000円	6ヵ月	
公募公社債 投資信託	105,000円	12ヵ月	・ 長期公社債投資信託 ・ 2018年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。収益分配金の計算期間は1年で、2019年に初めて分配を受けた。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 布施さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2019年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2019年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 320,000円
2. 368,000円
3. 380,000円
4. 425,000円

(問題 25)

(設問B) 横川さんの2019年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。横川さんの2019年の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、横川さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
YD株式	2010年2月10日	2019年 8月 6日	120万円	160万円	(注1)
YE株式	2016年1月15日	2019年11月12日	30万円	60万円	(注2)
YF株式	2016年4月20日	2019年12月10日	70万円	50万円	
YG株式	2017年9月15日	2019年 3月20日	280万円	200万円	(注3)

(注1) 横川さんは、従前からTD証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、その特定口座でYD株式の取引を行っている。なお、本年中に特定口座で行われた取引はYD株式の譲渡のみである。

(注2) 横川さんは2016年にTE証券会社に少額投資非課税制度の口座（以下「NISA口座」という）を開設しており、そのNISA口座でYE株式およびYF株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はYE株式およびYF株式の譲渡のみである。

(注3) 横川さんは、従前からTG証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、その特定口座でYG株式の取引を行っている。なお、本年中に特定口座で行われた取引はYG株式の譲渡のみである。

1. 10万円
2. 30万円
3. 40万円
4. 80万円

(問題 26)

(設問C) 小原さんの2019年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。小原さんの2019年の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、小原さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

<2019年中の株式の譲渡の内容>

銘柄	取引日	区分	数量	単価	取得費	譲渡価額	譲渡費用
YH株式	2019年 9月27日	譲渡	200株	2,500円	<資料>	500,000円	10,000円

<資料>

2019年中に譲渡したYH株式のこれまでの取引の状況は以下のとおりである。

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
2016年11月15日	取得	100株	2,200円	—	220,000円
2017年 2月 8日	取得	300株	2,400円	—	720,000円
2017年 9月20日	譲渡	200株	2,600円	520,000円	—
2018年 1月29日	取得	300株	2,000円	—	600,000円

- ・ 単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。
- ・ 小原さんは、証券会社の一般口座で取引を行っており、上記以外の取引は行っていないものとする。

1. 10,000円
2. 50,000円
3. 62,000円
4. 90,000円

問10

所得税の損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題27)

(設問A) 会社員の近藤さんは、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。近藤さんの2019年分の収入および不動産購入の内容が次のとおりであった場合、2019年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得税の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

- 給与所得 600万円
- 不動産所得
- ・ 賃貸収入 150万円
 - ・ 必要経費 230万円
 - (内訳) 支払利息 90万円 (マンションの取得に要した借入金利子)
 - その他経費 140万円 (必要経費として適正額)
- 不動産購入の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,000万円	自己資金	500万円
建物	2,500万円	銀行借入金	4,000万円
合計	4,500万円	合計	4,500万円

- ・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。
- ・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 5,200,000円
2. 5,537,500円
3. 5,650,000円
4. 6,100,000円

問 1 1

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円超		220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+ 155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

納税者の 合計所得金額		配偶者の 合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

(問題 28)

(設問A) 荒木さんの家族構成および2019年分の収入等は以下のとおりである。この場合の荒木さんの2019年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員荒木さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
本人	49歳	株式会社RBに勤務する会社員で、給与収入は年間1,210万円であった。
妻	45歳	パートによる給与収入は年間110万円であった。
長女	19歳	大学1年生で、アルバイトによる給与収入は年間70万円であった。
母	71歳	公的年金による収入は年間80万円であった。

- ・ 2019年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 147万円
2. 152万円
3. 162万円
4. 172万円

(問題 29)

(設問B) 以下の表の4人のうち、2019年分の所得税の計算上、寡婦（寡夫）控除の適用対象にならない者はどれか。なお、いずれの者も再婚はしていない。

名前	桑原さん	村瀬さん	五十嵐さん	福岡さん
性別	男性	女性	女性	男性
年齢	32歳	36歳	28歳	42歳
離別理由	協議離婚	死別	協議離婚	協議離婚
扶養親族	子	母	子	なし
合計所得金額	490万円	510万円	450万円	620万円

- ・ 2019年12月末時点の現況とする。

1. 桑原さん
2. 村瀬さん
3. 五十嵐さん
4. 福岡さん

(問題30)

(設問C) 個人事業主の香川さん一家が2019年中に支払った保険料等が次のとおりであった場合、香川さんの2019年分の社会保険料控除の金額として、正しいものはどれか。

保険料等	2019年中に支払った金額	支払者等	備考
香川さんの国民年金保険料	250,000円	香川さん	このうち50,000円は、2018年分である。
香川さん世帯の国民健康保険料	600,000円	香川さん	
香川さんの個人型確定拠出年金の掛金	110,000円	香川さん	
長女の国民年金保険料	200,000円	香川さん	大学生でアルバイトによる収入が300,000円ある。
母の介護保険料	40,000円	母に支給される老齢年金から特別徴収された。	

・ 香川さんの長女と母は香川さんと同居し、かつ生計を一にしている。

1. 1,000,000円
2. 1,050,000円
3. 1,090,000円
4. 1,160,000円

(問題31)

(設問D) 2019年12月、会社員の永井さんに長男が誕生した。長男の誕生についての所得税の扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、永井さんと永井さんの妻および長男は生計を一にしている。

1. 永井さんが負担した妻の妊娠に係る定期検診や検査などの費用、通院費用、出産費用は、原則として所得税の医療費控除の対象となる。
2. 永井さんが2020年になってから家族出産育児一時金の支給を受けた場合、その金額について2019年分の所得税の医療費控除の対象となる医療費の金額から控除しなければならない。
3. 永井さんが勤務先から受け取った出産祝い金で、社会通念上相当と認められる金額であるものについては、所得税は課税されない。
4. 誕生した長男は永井さんの扶養控除の対象となり、2019年分の所得税における長男に係る扶養控除額は38万円となる。

問 1 2

個人事業における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題 3 2)

(設問A) 羽田さんは2019年6月に勤務先を退職し、2019年7月から個人で事業を開業した。

仮に、羽田さんの2019年から2023年までの所得等が以下のとおりであった場合、羽田さんの2023年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、羽田さんは、開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2019年	給与所得 300万円 事業所得 ▲800万円	100万円
2020年	事業所得 ▲450万円 一時所得 ▲180万円	100万円
2021年	事業所得 250万円	120万円
2022年	事業所得 150万円	120万円
2023年	事業所得 700万円 雑所得 30万円	120万円

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

1. 0円
2. 60万円
3. 130万円
4. 160万円

問13

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		220万円

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題33)

(設問A) 飯田さんの2019年における収入等の状況が以下のとおりである場合、飯田さんの2019年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	内容	金額	
給与所得	株式会社RCからの給与	収入金額	340万円
退職所得	株式会社RCからの退職金(勤続年数20年)	収入金額	700万円
事業所得	飲食店経営	総収入金額	450万円
		必要経費	495万円
不動産所得	駐車場経営	総収入金額	140万円
		必要経費	50万円

- ・ 飯田さんの所得控除の金額は、120万円である。
- ・ 飯田さんは、青色申告特別控除額65万円の適用要件を満たしている。
- ・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
- ・ 飯田さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 40,000円
2. 62,500円
3. 72,500円
4. 102,500円

問 1 4

会社員の明石さんは、海外勤務をすることになりました。海外勤務者の所得税の扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 4)

(設問A) 株式会社RA(本社東京)の本社に勤務する明石さんは、2019年4月よりRA社の海外支社で勤務している。海外勤務は2年の予定で、2019年3月までは本社から給与の支給を受け、2019年4月以降は海外支社から給与の支給を受けてその全額を海外で受け取っている。次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、明石さんは、RA社の役員ではなく、RA社の本社および海外支社から受け取る給与以外の所得はないものとし、2019年分の給与収入は650万円になるものとする。

1. 明石さんは、2019年4月1日から所得税法上の非永住者になる。
2. 明石さんは、2019年3月までに支払われた給与について、年末調整を行うことはできない。
3. 明石さんは、2019年中に支払われた給与の全額について、日本国の所得税の課税を受ける。
4. 明石さんは、2019年4月以後に支払われた給与については、日本国の所得税の課税を受けない。

問 15

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納税額が最も少なくなる方法により計算するものとします。

(問題35)

(設問A) 個人事業を営む妹尾さんの消費税に関する内容が以下のとおりである場合、2019年分と2020年分について、妹尾さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2017年分	上半期	350万円	200万円
	下半期	600万円	400万円
2018年分	上半期	800万円	500万円
	下半期	1,600万円	1,050万円
2019年分	上半期	900万円	630万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 妹尾さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払額である。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 2019年分 免税事業者 | 2020年分 課税事業者 |
| 2. 2019年分 免税事業者 | 2020年分 免税事業者 |
| 3. 2019年分 課税事業者 | 2020年分 課税事業者 |
| 4. 2019年分 課税事業者 | 2020年分 免税事業者 |

(問題36)

(設問B) 国内における消費税の取引に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人の代表取締役が所有する家屋を店舗として法人が賃借するときに、法人が代表取締役に支払う賃借料は、消費税の非課税取引に該当する。
2. 法人が所有するリゾート施設を社員が利用するときに、法人が社員から徴収する利用料は、消費税の非課税取引に該当する。
3. 法人契約による携帯電話で社員が国外に電話したときに、法人が電話会社に支払う国際通信料は、消費税の課税取引に該当する。
4. 法人が人材派遣契約により派遣会社へ支払う派遣料は、消費税の課税取引に該当する。

問 16

浅見さんは個人で飲食店を営んでいます。浅見さんの2019年分の所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 浅見さんの2019年分の所得税青色申告決算書(一般用)が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものであり、青色事業専従者給与額は税務上の適正額である。また、年の中途での廃業はなく、事業は1年を通して行われているものとする。

科目	金額
売上(収入)金額	1,875万円
必要経費	985万円
差引金額	890万円
青色事業専従者給与	360万円
青色申告特別控除前の所得金額	530万円
青色申告特別控除額	65万円
所得金額	465万円

・ 浅見さんの2018年分の純損失の繰越控除額は120万円である。

1. 27,500円
2. 60,000円
3. 120,000円
4. 240,000円

問 17

浜松さんは個人で中華料理店を経営していますが、売上げが順調に増加していることから、資本金500万円の株式会社を設立して法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 浜松さんは、法人成りを検討するために会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 株式会社を設立するときは、資本金を300万円以上にしなければならない。
2. 株式会社のうち取締役会設置会社は、取締役の員数を5人以上としなければならない。
3. すべての株式会社は、監査役を1人以上選任しなければならない。
4. 株式会社のうち株式譲渡制限会社は、取締役が1人であっても会社を設立することができる。

(問題39)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)において、法人が毎月25日に代表取締役以下のおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
4月	60万円	10月	45万円
5月	60万円	11月	45万円
6月	60万円	12月	45万円
7月(※1)	45万円	1月(※2)	55万円
8月	45万円	2月	55万円
9月	45万円	3月	55万円

(※1) 6月の定時株主総会において、7月からの役員給与を月額60万円から45万円に改定した。

(※2) 当初予想していた売上高に比べて上振れ傾向が継続したため臨時株主総会を開催し、1月からの給与を月額45万円から55万円に増額改定した。

(注) この事業年度における、取締役の役職の変更や職務内容の変更などによる臨時改定事由は生じていないものとする。

1. 0円
2. 30万円
3. 105万円
4. 165万円

問18

製造業を営む株式会社PPは、期末資本金の額が1,000万円で期中における増資または減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、PP社は、設立以来連続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2018年9月1日～2019年8月31日）のPP社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<売上に関する事項>

- 当期において損益計算書の売上に計上した金額 880,000千円
- このほか、売上に関して留意すべき事項
 - ・得意先PAに対し、2019年8月21日に出荷された製品の売上金額が3,200千円あったが、出荷伝票が8月31日までに本社経理部に未達であったため、翌期の売上に計上する予定である。
 - ・得意先PBに対し、2019年8月26日に出荷され、PB社に2019年8月30日に納品された製品の売上代金が1,800千円ある。この出荷伝票は2019年9月2日に本社経理部にて経理処理が行われており、翌期の売上に計上する予定である。
 - ・得意先PCより2019年8月26日に注文を受けた製品の売上が2,400千円ある。なお、この製品は2019年9月2日にPP社の倉庫より出荷し、2019年9月3日に納品されている。この出荷伝票は2019年9月2日に本社経理部にて経理処理が行われており、翌期の売上に計上する予定である。

※PP社は売上の計上について以前より継続して出荷基準を採用している。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	4,812千円
地方法人税（当期中間分の本税）	212千円
法人住民税（当期中間分の本税）	655千円
法人事業税（当期中間分の本税）	1,376千円
地方法人特別税（当期中間分の本税）	594千円
印紙税（過怠税40千円を含む）	88千円
自動車税	100千円
延滞税（当期中間納付遅延に係るもの）	53千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 自社製品の紹介のため、得意先等に当社の製造工場を見学させた際の交通費、宿泊費等（通常要する費用） 1,588千円
- ・ 消費者に対し自社製品のモニター謝礼として金品を交付した費用 826千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額（一次会の費用48千円と二次会の費用36千円の合計であり、参加人数はそれぞれ10人である。なお、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる） 84千円
- ・ 代表取締役社長に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 1,500千円
- ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,154千円
- ・ 取引先の役員を旅行に招待した費用 3,240千円
- ・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費に該当するものは含まれていない） 5,542千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役社長の海外渡航に際して、旅費として1,800千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は1,200千円である。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した1,000千円は、代表取締役社長の長男の大学入学の際に入学先である私立大学に寄附したものである。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	法定耐用年数	事業供用日	備考
工場用建物	73,000,000円	2,371,000円	38年	2009年 4月 1日	
エレベーター (建物附属設備)	6,000,000円	708,000円	17年	2018年 9月10日	注1
器具備品 (電子計算機)	1,500,000円	1,500,000円	4年	2019年 3月 1日	注2

注1：製品搬送用に新たに設置したもので、当期9月10日に事業の用に供している。

注2：当期3月1日に単価250,000円のを6台取得し、直ちに事業の用に供した。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
17年	0.059	0.118	0.125	0.04038
38年	0.027	0.053	0.056	0.01882

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
PD社	1,000千円	PD社に対し前渡金1,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力から見て、その全額の回収が不能であると認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
PE社	2,000千円	継続的な取引先であるPE社に対し貸付金2,000千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
PF社	1,800千円	当期中に取引先PF社に対して会社更生法による更生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金3,000千円のうち60%が切り捨てられることとなったため、1,800千円を貸倒損失として損金経理した。

(問題40)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、売上計上もれとして加算調整すべき金額として、正しいものはどれか。

1. 3,200千円
2. 4,200千円
3. 5,000千円
4. 7,400千円

(問題41)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 5,560千円
2. 5,708千円
3. 5,772千円
4. 6,366千円

(問題 4 2)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,568千円
2. 1,936千円
3. 2,762千円
4. 3,962千円

(問題 4 3)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,100千円
2. 2,800千円
3. 3,100千円
4. 3,300千円

(問題 4 4)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、P社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 0円
2. 400千円
3. 754千円
4. 1,879千円

(問題 4 5)

(設問F) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,000千円
2. 2,800千円
3. 3,000千円
4. 3,800千円

(問題46)

(設問G) PP社の同業他社である株式会社PQ(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、PQ社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について青色申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2007年7月1日～2008年6月30日	▲3,600千円
第2期	2008年7月1日～2009年6月30日	▲1,500千円
第3期	2009年7月1日～2010年6月30日	▲800千円
第4期	2010年7月1日～2011年6月30日	600千円
第5期	2011年7月1日～2012年6月30日	800千円
第6期	2012年7月1日～2013年6月30日	300千円
第7期	2013年7月1日～2014年6月30日	500千円
第8期	2014年7月1日～2015年6月30日	400千円
第9期	2015年7月1日～2016年6月30日	▲1,200千円
第10期	2016年7月1日～2017年6月30日	200千円
第11期	2017年7月1日～2018年6月30日	700千円
第12期	2018年7月1日～2019年6月30日	3,200千円

1. 500千円
2. 1,100千円
3. 2,000千円
4. 3,200千円

(問題47)

(設問H) PP社の同業他社である株式会社PZの取締役営業部長である唐沢さんは、2019年6月23日に死亡した。PZ社が2019年7月に以下のような保険金の受領および退職金の支給を行った場合に、PZ社の当事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の法人税における所得の金額の計算上、増加または減少する所得金額として、正しいものはどれか。

<PZ社の生命保険契約に関する事項>

- ① PZ社が受け取った唐沢さんを被保険者とする生命保険の死亡保険金 6,000万円
 - ② PZ社の保険金受取時の貸借対照表の保険積立金 5,000万円
- ※上記の保険積立金のうち3,000万円が①の生命保険に該当するものである。

<唐沢さんの遺族が受け取った死亡退職金(一時金)に関する事項>

- ・ PZ社より支給された死亡退職金 5,500万円
 - ・ 中小企業退職金共済制度により支給された死亡退職金 500万円
- ※PZ社より唐沢さんの遺族に対して支給された死亡退職金は税務上適正額と認められる。

1. 500万円増加する。
2. 2,500万円減少する。
3. 3,000万円減少する。
4. 4,500万円減少する。

問19

役員と法人の取引に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題48)

(設問A) 株式会社G Iの代表取締役である加瀬さんは、2019年中に個人所有の土地をG I社に譲渡した。土地の取得に関する資料等が以下のとおりである場合、加瀬さんの2019年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、これらの土地は加瀬さんの居住の用に供されたことはない。

<土地の取得に関する資料>

- ・ 取得年月 1985年10月
- ・ 取得費 2,000万円

<土地の譲渡に関する資料>

- ・ 譲渡年月 2019年12月
- ・ 譲渡価額 4,000万円
- ・ 譲渡時の時価 10,000万円
- ・ 譲渡費用 400万円

1. 1,600万円
2. 5,600万円
3. 7,600万円
4. 8,000万円

問20

株式会社HAの当期の損益計算書に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、売上原価は変動費に、売上総利益は限界利益に、販売費および一般管理費は固定費に、それぞれ該当することを前提とします。

損益計算書	
自	2018年 4月 1日
至	2019年 3月 31日
(単位：千円)	
I	売上高 130,000
II	売上原価 98,800
	売上総利益 31,200
III	販売費および一般管理費 19,200
	営業利益 12,000

(問題49)

(設問A) HA社の営業利益が0円となる売上高(損益分岐点売上高)として、正しいものはどれか。

1. 118,000千円
2. 110,800千円
3. 80,000千円
4. 50,000千円

(問題50)

(設問B) HA社の目標営業利益16,800千円を達成するための売上高として、正しいものはどれか。

1. 70,000千円
2. 89,200千円
3. 134,800千円
4. 150,000千円